第1号様式(第2条関係)

指定特定非営利活動法人指定申出書

		店 期 法人指定甲出書
		〒
年 月 日 中津市長 あて	主たる事務所の所 在 地	電話() — FAX () —
	(フリガナ)	
	法人の名称	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	
	設 立 年 月 日	年 月 日
	過去の指定の有無 及びその年月日	有 · 無 年 月 日
	事 業 年 度	月 日から 月 日まで
特定非営利活動法人規定により申し出ま事業の概要 [特定非営利活動に	としての指定を受けす。	での手続等に関する条例第2条に規定する指定でいので、地方税法第314条の7第12項の
〔その他の事業〕		

寄附金充当予定事業一覧

称			
---	--	--	--

事業名	具体的な事業内容	実施予定年月	実施予定場所	従事者 の予定 人 数	寄附金充当 予 定 額

寄附金の受入れ及び支出に	こ利用する金融機関口座名

第3号様式(第28条関係)

指定特定非営利活動法人指定更新申出書

1	怕此村此开呂利信		1 H VC .	文州下山官	=		
年 月 日中津市長 あて	主たる事務所の 所 在 地	〒		電話(FAX()	_	
	(フリガナ) 法人の名称 (フリガナ)						
	代表者の氏名			<i>E</i>			
	設 立 年 月 日 寄附金が控除対 象となる期間	年	月	年月から	日 —— 年	月	日まで
	更新申出期間	年	月	日から	年	月	日まで
	事 業 年 度		月	日から		月	日まで
中津市指定特定非より指定の更新を受	営利活動法人の指別 けたいので、申し		等に関	する条例第	9 条第	;1項(の規定に
事業の概要 〔特定非営利活動に	係る事業〕						
〔その他の事業〕							
備考							

指定に係る事業の概要の変更届出書

年中津市長	日	主たる事務所の 所 在 地	₹		電話(FAX ()	-	_
		(フリガナ)法人の名称						
		(フリガナ) 代表者の氏名						
		寄附金が控除対 象となる期間	年	月	日から	年	月	日まで

次の事項について変更したので、中津市指定特定非営利活動法人の指定の手続等に 関する条例第11条第1項の規定により、届け出ます。

変更前	変更後	変更年月日

指定特定非営利活動法人役員報酬規程等報告書

						〒						
年	月	日	主たる	事務	所の							
			所	在	地			電話	()			
中津市長	あて							FAX	()		_	
			(フ	リガ	ナ)							
			法 人	の名	称							
			(フ	リガ	ナ)							
			代表	者の日	モ 名							
			寄附金象と				年	月	日から	年	月	日まで
			事業	年 年	度			月	日から		月	日まで

中津市指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第13条第1項の規定により、次の書類を提出します。

1	前事業年度の	役員報酬又は職	昌給与の	支給に関す	ろ規程
_	$m + \pi + \chi v$		√ 		

提出しない場合

最後に役員報酬規程を提出した事業年度 (年度) 最後に職員給与規程を提出した事業年度 (年度)

- 2 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項及び寄附金に関する事項等を記載した書類
 - (1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - (2) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
 - イ 役員等との取引
 - (3) 寄附者(当該指定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - (4) 役員等に対する報酬又は給与の状況に関する次の事項
 - ア 役員等に対する報酬又は給与の支給(次のイに係る部分を除く。)
 - イ 給与を得た職員の総数及び総額
 - (5) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- 3 条例第4条第1項第4号(イに係る部分を除く。)、第5号ア及びイ、第6号並びに第8号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

第6号様式(第33条関係)

指定特定非営利活動法人助成金支給実績報告書

年	月	日	主たる	事務所	fの	Ŧ							
中津市長	あて		所	在	地				電話(FAX ()	_ _	
			(フ)	リガナ	-)								
			法人	の名	称								
			(フ	リガナ	-)								
			代表	者の氏	名								
)効力を 年 月	生日				年	月	日		
				が控除なる期		年	Ē.	月	日から)	年	月	日まで

助成金の支給を行ったので、中津市指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第13条第2項の規定により、同条例第12条第3項の書類を提出します。

指定特定非営利活動法人合併申請届出書

-									
年 月 日中津市長 あて	主たる事務所 所 在	〒 千の 地		電話(FAX ()				
	(フリガナ	F)							
	法人の名								
	(フリガオ	h)							
	代表者の氏	: 名							
	指定の効力を じた年月		白	F 月	E	3			
	寄附金が控り 象となる期	仕.	月	日から	年	月日ま	で		
	事 業 年	度	月	日から		月日ま	 〔で		
年 月 日付けで特定非営利活動促進法第 34 条第 3 項の認証の申請をしましたので、中津市指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第 15 条第1項の規定により届け出ます。									
法人の名	称とた	る事務	所	の 所 在	T#1J	現に行って る事業の内			
合併後存続する法 は合併によって設 法人名									
(/\. +; + y , / y \.		電話) —					
(代表者名) 合併によって消滅す	Z	FAX	() —					
法人名	<u>ئ</u>								
		電話	() —					
(代表者名)		FAX) —					
合併によって消滅す	る								
法人名									
(代表者名)		電話 FAX) —					
記入欄が不足する場	 		,	<u> </u>					
一記八幡が不足りる場 備考	ロ (み、 <i>万</i> 月(〜 前) /	へしに盲規を	がりし	~ (\ / \ C \ ' \ c)				
特定非営利活動促進 た年月日	法第 34 条第 3	項の認証を即	請し	年		月	=		

(表)

第号

身 分 証 明 証

職氏名

上記の者は、中津市指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第 16 条 第 1 項の規定により、指定特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等の検査を行う者であることを証明します。

年 月 日

中津市長

(EJJ)

(裏)

中津市指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例(抜粋) (報告及び検査)

- 第16条 市長は、指定特定非営利活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該指定特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 市長は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、 同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該指定特定非営 利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管 理について権限を有する者(第 4 項において「指定特定非営利活動法人の役員等」 という。)に提示させなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が第1項の規定による検査の適正な遂行に支障を 及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
- 4 前項の場合において、市長は、第1項の規定による検査を終了するまでの間に、 当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、指定特 定非営利活動法人の役員等に提示させるものとする。
- 5 第2項又は前項の規定は、第1項の規定による検査をする職員が、当該検査により第2項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第1項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第2項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 6 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人 にこれを提示しなければならない。
- 7 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。